

ナガシマリゾートメンバーズクラブカード・Visa 年会費のご案内

永年無料

2025年12月9日改定

ナガシマリゾートメンバーズクラブカード・Visa 会員特約

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「ナガシマリゾートメンバーズクラブカード・Visaポイント規定」(以下「ポイント規定」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と長島観光開発株式会社(以下「長島観光開発」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
●ナガシマリゾートメンバーズクラブカード・Visa
2. 入会申込者は、本特約、ポイント規定および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび長島観光開発(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と長島観光開発の会員資格(以下「長島観光開発会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員に長島観光開発の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等長島観光開発会員資格を有するに不適当であると認められた場合、長島観光開発は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の長島観光開発会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が長島観光開発会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に長島観光開発会員資格を喪失するものとします。
2. 本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17ヵ月前から1ヵ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、三菱UFJニコスは、本カードの有効

期限の到来をもって、当該本人会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に三菱UFJニコス会員資格を喪失するものとします。

3. 会員が長島観光開発会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、長島観光開発会員資格も当然に喪失するものとします。
5. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、長島観光開発または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、長島観光開発が提供する特典およびサービスを受ける場合、長島観光開発所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- ・家族会員に関する規定(本特約中の家族会員に関する規定を含みます。)
- ・Visaブランド以外の国際ブランドに関する規定

第6条(年会費)

本カードの年会費は、永年無料とします。

2025年12月9日改定

ナガシマリゾートメンバーズクラブカード・Visa 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはナガシマリゾートメンバーズクラブカード・Visa会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いた

だいたい氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。

②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、日々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:長島観光開発株式会社

住 所:〒511-1192 三重県桑名市長島町浦安333

電 話 番 号:0594-45-1111

利 用 目 的:①長島観光開発株式会社の娯楽業、宿泊業、飲食店、各種商品小売業、不動産賃貸業・管理業の事業における市場調査、商品開発。

②長島観光開発株式会社の娯楽業、宿泊業、飲食店、各種商品小売業、不動産賃貸業・管理業の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

2025年12月9日改定

ナガシマリゾートメンバーズクラブカード・Visa ポイント規定

第1条(規定の目的)

本規定は、長島観光開発株式会社(以下「長島観光開発」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)とが提携して、三菱UFJニコスが発行する「ナガシマリゾートメンバーズクラブカード・Visa」(以下「本カード」といいます。)の利用に応じ、長島観光開発が本カードの会員(以下「会員」といいます。)に対し提供する特典(以下「ナガシマリゾートポイント」といいます。)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条(ナガシマリゾートポイント)

1. ナガシマリゾートポイントとは、会員が長島観光開発から所定のサービスを受け取ることができる制度です。サービスは、本カードにより信用販売を受けられる商品、役務等の購入金額(以下「カード利用代金」といいます。)に応じて、長島観光開発から付与されるポイント(以下「ポイント」といいます。)の残高にもとづき計算されます。
2. 本カードの会員資格を喪失した場合は、ナガシマリゾートポイントを使用することはできません。
3. 三菱UFJニコスが行う三菱UFJニコスのポイントプログラムのサービスは、本カードでは受けることはできません。

第3条(ポイントの付与)

1. ご利用明細書に記載される新規カード利用分のうち、キャッシングサービス、各種ローン、保険掛金その他所定の支払いを除いた合計金額に対しポイントを付与します。
2. 長島観光開発は、特定の会員に対して、前項とは別に、ポイントを付与することができます。
3. ポイントは、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、長島観光開発が定めた所定日に会員に付与します。

第4条(ポイント付与取消)

会員の商品、役務等の購入取消・返品により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも長島観光開発所定の方法により取り消されるものとします。

第5条(ポイントの計算)

ポイントは、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、次の通り計算され、①、②、③の合計ポイントが付与されます。

- ①長島観光開発が指定する施設・店舗でのカード利用代金の合計額(100円未満は切捨て)に対して、100円につき、長島観光開発所定の率を乗じて得られるポイント。
- ②長島観光開発が指定する施設・店舗以外でのカード利用代金の合計額(200円未満は切捨て)に対して、200円につき、長島観光開発所定の率を乗じて得られるポイント。
- ③第3条第2項に定める所定のポイント。

第6条(ポイントの蓄積と有効期間)

1. ポイントは、その付与月から起算して12ヶ月間蓄積でき、その期間有効とします。ポイント付与月から起算して12ヶ月を越えるものについては、自動的に失効します。
2. 有効期間を経過して失効となったポイントの再付与はできません。

第7条(会員のポイントの確認)

1. 第5条にもとづき計算されたポイント残高は、ご利用明細書またはMy Digital Connectにて確認することができます。
2. 会員は、三菱UFJニコスに問い合わせることにより、その所定の営業時間中ならいつでもポイント残高を確認することができます。

第8条(ポイントの交換)

会員は、ポイント残高が500ポイント以上の場合、ポイント残高に応じてナガシマリゾート共通金券(以下「金券」といいます。)の還元を受ける

ことができるものとします。ただし、金券の還元を受ける時点で会員資格を有している場合に限ります。なお、紛失・盗難・汚損・破損等による金券の再還元は行いません。紛失・盗難が発生した場合、長島観光開発は一切の責任を負いません。

第9条(金券の使用)

1. 金券は、ナガシマリゾート各施設でのご使用に限らせていただきます。(三井アウトレットパーク ジャズドリーム長島・名古屋アンパンマンこどもミュージアム&パークは除きます。)
2. 金券は、券面記載の金額以上のお支払い時に代金の一部としてご使用いただけます。
3. 金券は、タバコ、コインロッカー、券売機、ゲームコーナー、アーケードゲーム、自動販売機、その他長島観光開発が指定した商品にはご使用いただけません。
4. 金券は、現金との交換および釣銭はお出しいたしません。
5. 金券は有効期限までにご使用ください。有効期限後のご使用はできません。有効期限に日付表示のないものは無効です。

第10条(ポイントの消滅)

会員が理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、すべて失効するものとします。

第11条(長島観光開発からの委託)

会員は、ポイントの付与、蓄積、告知などに関する事務処理を長島観光開発からの委託にもとづき、三菱UFJニコスが行なうことを予め承認するものとします。

第12条(ナガシマリゾートポイントに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、還元など会員のナガシマリゾートポイントに関する疑義は、長島観光開発の決するところによるものとします。

第13条(終了・中止・変更)

長島観光開発は、いつでもナガシマリゾートポイントを終了もしくは中止、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。この場合、長島観光開発は、終了もしくは中止、または変更する旨を記載した書面を送付する方法等により本人会員に通知し、ナガシマリゾートポイントは、当該通知に記載された期日をもって、終了もしくは中止、または変更されるものとします。